

第2回

家畜福祉に配慮した家畜の取扱いに関する検討会

議事録

日時：平成17年6月30日(木)

場所：家電会館1階会議室

社団法人 畜産技術協会

J L T A

午後1時33分 開会

1. 開 会

藤田常務理事 定刻となりましたので、これから第2回目の「家畜福祉に配慮した家畜の取扱いに関する検討会」を開催させていただきたいと思えます。

私、この検討会の事務局を務めさせていただきます畜産技術協会の藤田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

2. 畜産技術協会会長挨拶

藤田常務理事 早速でございますけれども、それでは事務局を代表いたしまして畜産技術協会山下会長から、一言ごあいさつをよろしくお願いいたします。

山下会長 一言ごあいさつを申し上げたいと思えます。委員の先生方におかれましては、本当に蒸し暑い中を、また雨の中を、また今日という時間をお忙しい中を差し繰っていたいただきましておいでをいただきましたことを、まずもって感謝申し上げたいと思えます。また、本日はお役所の方からも農林水産省、それから環境省の方々に御出席をいただきまして、ありがとうございます。

今司会の方からお話がありましたように、今回はこの2回目ということで、4月に1回会合を開かせていただいたわけでございます。その中で、たまたまOIEが家畜の福祉に配慮したと畜や輸送のやり方についてのガイドラインと申しますか、規約というのですか、そういうものをつくるというお話があって案が出ておりましたので、そのことを中心に、その他家畜関連の動物愛護と申しますか福祉と申しますか、そういったことにつき今後考えていかなければならない点等に関しまして御意見をいただいたわけでございます。大変ありがとうございました。

第2回目は、本日の議事次第にございますように、その後5月にOIEの総会がございまして、動物の福祉ガイドラインが採択されたということでございますので、それにつきましての審議の概要なり今後のスケジュール等について、農林水産省の方から説明をいただきたいというのが1点でございます。

2点目は、皆様御承知のとおり「動物の愛護及び管理に関する法律」が今国会で改正を

されましたので、それについての概要につきまして、環境省の方から御説明をいただくということ、またそれらをめぐりまして、いろいろ質疑だとか御意見をいただければと思います。

3点目は ということでも出ておりますけれども、我が国におきます家畜福祉に配慮した飼養管理のあり方が、いずれ問題になってくるだろうということでもあります。現に問題になっていると言えはなっているのかもわかりませんが、これにつきましてどういうことを配慮、考慮をしていったらいいかというようなことについて、御意見を賜ればということでございます。

時間的には短いかわかりませんが、ひとつこれらの点についてどうぞよろしく願いを申し上げたいということだけ申し上げまして、簡単でございますが開会に当たりましてのごあいさつにかえる次第でございます。どうぞよろしく申し上げます。

藤田常務理事 ありがとうございます。

3. 委員・事務局紹介

藤田常務理事 ただいま御紹介がありましたように、この「家畜福祉に配慮した家畜の取扱いに関する検討会」というのは、本日で2回目でございますけれども、前回御都合により大野委員が御欠席されましたので、今回もう一度改めまして出席委員の方々とそれからオブザーバーの方々を紹介させていただければというように思います。

まず、委員の方々の御紹介でございますけれども、ただいまあいさつしました山下会長の左の方から回りますけれども、森委員でございます。森委員は委員長を引き受けていただいております。

それから、私の方から言いますと右回りになりますけれども、本日御出席いただいております十勝家畜商業協同組合業務課長の 大野委員でございます。

佐藤委員でございます。

それから、本日西沢委員が御欠席ということで、その代理で御出席いただいております全農の生産基盤対策課課長代行の 渡邊さんでございます。

今度は山下会長の右の方からでございますけれども、松木委員でございます。

山下委員でいらっしゃいます。

それから、次に前回同様に本日もオブザーバーとして関係各省から御出席いただいております。

りますので御紹介申し上げますが、最初に農林水産省消費安全局衛生管理課の国際衛生対策室、池田室長でございます。

同じく農林水産省の生産局畜産物畜産振興課生産技術室の廣川室長でございます。

同じく畜産振興課の花立課長補佐でございます。

衛生管理課の前問専門官でございます。

環境省の石井専門官でいらっしゃいます。

次に事務局の方の紹介をさせていただきたいと思いますが、ただいまあいさつ申し上げました山下会長でございます。

後ろに事務局を担当しております木村部長でございます。

私は、常務の藤田でございます。よろしくお願いいたします。

4. 資料確認

藤田常務理事 続きまして本日お手元に配付しております資料の確認をさせていただきますけれども、一覧表もつけてございますから、あわせて御確認いただければと思います。

資料1としまして、議事次第がございます。

2としまして、「検討会委員名簿」。

資料3としまして、「OIE総会（動物福祉ガイドライン）の審議の概要及び今後のスケジュール」というものがございます。

資料4としまして、裏表ございますけれども、1枚で「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律について」というものがございます。

資料5でございますけれども、前回のこの検討会の議論のまとめというものがございません。（案）でございますが。

資料6としまして、「家畜福祉の現状と検討事項（案）」というものがございます。

その次から参考資料になりますけれども、参考資料1としまして「OIEガイドライン（邦訳）の修正版」というものでございます。ちょっと厚いものになってございます。

参考資料2としまして、「EU基準と我が国の現状」という比較の表がございます。

参考資料3としまして、「ストレスが生産性に及ぼす影響についての科学的知見」というので、佐藤委員からの資料をいただいております。

資料4としまして、前回の検討会の議事録が、ちょっと厚いものでございますけれども、

お手元にあると思います。

それから、大変恐縮でございますが、資料として印刷のリストには入れておりませんでしたですが、「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律」ということで、縦長で書いてある資料がございます。これを参考資料5としていただければと思います。もしお手元に資料が欠落しているものがございましたら、事務局の方にお申し出いただければというように思います。

5, 議 事

藤田常務理事 それでは、座長につきましては前回同様に森委員にお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

森座長 森でございます。どうぞよろしくお願いいたします。ここからは私の方で議事を行わせていただきますけれども、まずはこの検討会の運営の方法につきまして、前回の運営と同様に基本的に会は公開、そして会議の議事録につきましても発言者名をつけて公開をさせていただきたいと思っております。また、特に取り決めというのはございませんけれども、本日は西沢委員の代理で御出席なさっております渡邊課長代行についても、御発言をいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、第2回「家畜福祉に配慮した家畜の取扱いに関する検討会」議事次第に沿って会議を進めていきたいと思っております。

〇 I E 総会（動物福祉ガイドライン）の審議の概要及び今後のスケジュール

森座長 まず初めに、5月に行われました家畜福祉に係した「〇 I E 総会（動物福祉ガイドライン）の審議の概要及び今後のスケジュール」につきまして、農林水産省の方から御説明をいただきたいと思っております。では、よろしくお願いいたします。

前間家畜衛生管理官 衛生管理課の前間と申します。そうしましたら、お手元にあります資料3に基づきまして、御説明申し上げます。

1枚めくっていただきますと、「家畜福祉に関する第73回〇 I E 総会の採択」というのがありますけれども、先月の22日～27日まで年に1度開催される〇 I E という国際機関の総会が開催されました。その中の議題の1つとしまして、4月の第1回の検討会で

御紹介しました家畜福祉に関するガイドラインの（案）が、ほぼ原案どおり採択をされました。そのときに、採択されたときにあわせてこの1枚紙が確認事項ということで採択されたものです。いろいろ書いてありますけれども、要は提示された4つのガイドライン案を採択をして、今後も引き続きOIEの場で検討を進めていきたいと思いますという意味のことが書いてございます。

きょう御紹介したいのは、2枚めくっていただきますと、英語の紙の次に「家畜福祉に関するOIEの今後の作業計画案」というタイトルのものがございますが、今後ではどういった活動をOIEとして、していくつもりなのかということが、簡単ですが総会の場で紹介されました。

下の1.になりますけれども、少なくとも年に1回開かれる次回の総会、2006年の5月までにどういった活動をしていくかということなのですが、それには今回採択されました4つのガイドラインについて、一旦は採択されたのですけれども、改善点がないかどうか、もう一年引き続き検討を進めようということ、これは後で御説明しますけれども、ある国から要請があったものですから、それも踏まえた形になっております。

もう一つ、「水棲動物の福祉に係るアドホックグループの開催」と書いてありますが、今回採択された4つのガイドラインは、いわゆる陸地に住んでいる家畜を対象にしておりまして、逆に言いますと水の中に住んでいる例えば養殖魚みたいなものは対象になってございません。ですので、そういった動物についても何らかの検討が必要ではないかということで、まず作業レベルの会合を開催したらどうという提案がされております。この開催時期については、まだ現段階では明らかにされておられません。

それから2番目ですけれども、2005年～2006年にかけてというわけではないのですが、中期的に取り組まないといけない分野というのもあわせて示されまして、その中に4点ございました。順に読み上げますと、コンパニオンアニマルの福祉。それから野生動物及び動物園動物の福祉。実験動物の福祉。それから陸棲動物の福祉。これは非常に広い概念ですけれども、その中で畜舎環境ですとか生産、そういったものの総論について、ですから馬ではどうだとか牛ではどうだということよりも、動物全般としてこういうことを取り組んではどうかというような方向性が示されました。

資料の最後になりますけれども、次のページをごらんください。私もたまたまこの総会の出張者の一人として同行させていただきまして、議論の概要も聞かせていただけましたので、各国がどういう反応をしたか、この場をかりて御紹介いたします。

上から順に申し上げますけれども、まず冒頭発言したのがアフリカでした。内容はといいますと、採択の提案がされている4つのガイドラインが採択された場合に、何らかの遵守義務が生じて、途上国として不利になるのではないかという懸念が実は示されました、というのは、過去に途上国で児童労働を行った製品を国際的に流通が制約を受けたという例のある国が出しまして、例えばそういうふうに国際的な制裁を受ける可能性がないのかというのを心配をする発言がございました。これについては、一番下の にありますけれども、事務局の方から回答がございまして、現在のWTO協定、その中でもSPS協定というのが家畜の衛生に関する協定なのですけれども、それと家畜福祉とは直接的な関係はないということで、アフリカが心配するようなことにはならないという回答がありました。

次にヨーロッパなのですけれども、基本的にヨーロッパは賛成ということで、ルクセンブルグ、イギリスなどが発言したのですけれども、ぜひこういうものを採択したらいいじゃないかという支持の発言がありました。

南アメリカは、非常に技術的なことなのですけれども、「食用に供する家畜のと畜」の章に、馬がたまたま対象になかったものですから、馬も入れたらいいじゃないか。これは改善に関する提案だと思います。

それから次が、ちょっと注意していただきたいのですけれども、ニュージーランドからも発言がありまして、実はこの4つのガイドライン案が実際に加盟国に示されたのが、ことしの1月で、もう5月には採択ということで、非常に期間が短かった。それでニュージーランド国内でも関係者と十分協議をする時間がなかったもので、採択を今回するのはしようがないにしても、今後1年間改善の必要があるかどうかを引き続き検討してほしいという要請をしました。それについて事務局から回答がありまして、そういうことであればこれらの4つのガイドラインについて改善できるかどうか、することがあるかどうかも含めてなのでしょうけれども、1年間議論を継続しましょうということで回答がありましたので、冒頭申し上げましたように2005年～2006年にかけて、採択はされましたけれども、議論は引き続き継続されるということになっております。

以上が報告でございます。

森座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問、御追加等ございますでしょうか。ございませんか。これ、松木委員は行かれたんでしたっけ。

松木委員 いや、この総会ではなくて、その直前に開催されたNGOのワークショップ

には行っていましたが、それでも。

森座長 もし関連することで、何かお考えがあったら御披露いただきたいのですけれども。

松木委員 僕は、我々「農業と動物福祉の研究会」JFAWI」がオブザーバー参加している「国際家畜福祉連合ICFAW」という世界のNGOの連合組織があるのですけれども、そのワークショップが5月の9日～11日までブリュッセルで行われ、EU委員会とOIEとの会議を数回持ちました。この総会への提案の評価について、論議したわけです。実は昨年開かれました第1回ワークショップで、今回の原案内容のほとんどについてICFAWからコメントが出されまして、それが反映しているという評価でした。むしろ、この次の段階をどうするかという議論があったわけで、採決された原案自体に対しては大変好ましいという。先ほどのヨーロッパの支持表明と同じような感じでした。

藤田常務理事 ありがとうございます。どうぞ。

佐藤委員 OIEのホームページを見ると、Guideline for Slaughter of Animals for Human Consumptionのarticle 5のところが、under studyと書いてあるのですね。検討中ということなのでしょうけれども、こういう胎児の福祉という側面は今までヨーロッパでも検討してこなかったのが非常に興味を持って見ていたのですけれども、これは議論は何かあったんですか。

藤田常務理事 ちょっと事務局の方から話をすると、今おっしゃったのは……この訳を、前回お配りした部分がこの5月で変わったところを直しましてお配りしていると思うのですが、多分そこからは落ちているのかもしれませんが、under study、何ページですか。

佐藤委員 13ページです。

藤田常務理事 ここのも「検討中」と書いてありますね。まだ入っているのですね。では、Webサイトに載っているのが正しいのだと思います。失礼しました。

佐藤委員 あと、きょうもらった参考資料1なのですからけれども、動物の愛護の観点からする動物のと殺のガイドライン、99ページと、68ページにもあるのですけれども、この2つというのはどういう関係なのでしょう。

前問家畜衛生管理官 まず最初の御質問についてちょっと御紹介をしますと、確かに先ほどウルグアイの発言みたいに個別の話も出されはしたのですが、1条、1条順に議論するという形式ではなくて、各国が自由に発言するということでしたので、この under

study を実際どうするかというところまでは議論がされませんでした。ですので、今後検討が進められていくというふうに理解をしております。

佐藤委員 それでは、under study ということで提案されたわけなのですね。

前問家畜衛生管理官 そもそもそういう形で加盟国に示されたものですので、まだそれがとれていないということだと思います。

森座長 ほかにございますでしょうか。もう一つの。

佐藤委員 同じものですね。

花立課長補佐 はい。

森座長 私から1つよろしいでしょうか。資料3の一番最後のコメントがありますけれども、そこでEU議長国のルクセンブルグですとか米国の方から、科学に基づくガイドラインの採択の支持を表明したという、ここで御説明がありましたけれども、これは解釈としてはこのガイドラインというのが科学に基づいたものであるから採択をすべきであるという、そういうことなのか、それとも、さらにもっと科学的な知見の集積をこのラインに沿って、今後福祉の問題で研究を進めていかなければいけないという、そういうニュアンスだったのか、ちょっと教えていただきたいのですけれども。

前問家畜衛生管理官 説明が足らなくて申しわけありません。先生のおっしゃった前者の方でございまして、このガイドラインはそもそも科学に基づいて基本的な原則を守る形で提案されてきたものですから、全面的に支持しますという意味で、こういう言い方をしたというふうに思います。

森座長 ありがとうございます。ほかに、委員の方から何か御質問、御追加等ございますでしょうか。

松木委員 事務局からの回答で、最初のこの「SPS協定と家畜福祉の間に直接的な関係はないこと」ということは、どんな内容になるのですか。

前問家畜衛生管理官 ちょっと難しいのですけれども、例えがいいかどうかかわからないのですけれども、BSEとか家畜の病気、例えば口蹄疫とかありますけれども、そういった場合にはOIEの定める基準というのが一応遵守すべきもの、もちろんそれよりも高い基準を各国が定められた手順で設けることもできるのですけれども、参照されるものとしてOIEの基準が適用されるのですが、それはWTOのSPS協定がそういう定め方をしているのでそうなっているということなのでも、家畜福祉についてはWTO/SPS協定上そういう定めがないので、OIEでガイドラインを定めたとしても、国際貿易

において守らないといけないという遵守義務は直ちに生じないという意味で、こういう直接的な関係がないというふうな説明をしたんだと思います。ただ、そうはいつでもこういう国際機関で決めたものですから、これから加盟国でこういう取り組みを推進していこうという確認はされているのだと思います。

森座長 ほかに何かございますでしょうか。

動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護法）の改正の概要

森座長 もしないようでしたら、後でまた御質問をお受けすることもあるとしておきまして、次に「動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）の改正の概要」につきまして、環境省の石井専門官から御説明をいただきたいと思います。よろしく願います。

石井動物愛護管理専門官 環境省の石井と申します。それでは、10分ほどお時間をいただいて説明をさせていただきます。

まずこの動物愛護管理法を、改正する法律でございますが、平成17年6月7日に衆議院の本会議を全会一致で通っております。その後参議院に送られまして、6月14日に参議院の環境委員会で全会一致で可決されております。最終的に6月15日に開催された参議院の本会議で、全会一致で可決されております。その後、事務的な手続を経まして6月22日に公布がなされております。

資料4をごらんいただきたいのですが、この一番上の方に「6月22日に公布」されたという後に、「公布の日から起算して1年を超えない範囲で政令で定める日」ということで、施行はおおむね1年先という形になります。

改正の内容でございますが、大きな点としては4点ございます。紙に基づいて御説明をさせていただきます。

まず1点目が、動物の愛護と管理の施策を総合的に推進するための指針を環境大臣が定めることとなりました。またその指針を受けて、各都道府県が動物愛護管理推進計画をそれぞれ策定していくという形になります。これで、我が国の動物愛護管理推進、それらの指針ですとか計画が明らかになってくるという形になります。当然この指針ですとか計画を定めるに当たりましては、関係者の皆様のいろいろな御意見をお聞きしながらつくり上げていくということになります。

次は2の「動物取扱業の適正化」でございます。これは、現行動物取扱業、ペットショップですとか動物園展示業ですとか、そういったものについては都道府県知事等への届出制が行われているのですけれども、これを登録制に移行いたしまして、登録の拒否、あるいは更新の拒否、登録の取消しや業務停止の命令ができるようになります。また登録をした動物取扱業者については、標識を掲示をして、消費者の方の選択に資するというような形を考えています。またこの動物取扱業においては、動物取扱者責任者を選任しまして、定期的な都道府県知事が行う研修の事項を義務づけております。

また動物取扱業者の範囲の見直しとしまして、現行では施設を持っていて動物を扱って業をする方というのが動物取扱業の範囲なのですが、この施設を持たなくても業をされている方について入ってまいります。具体的には、ペットシッターですとか、あるいは御自宅の方にお邪魔をして訓練をするような出張訓練のような形、こういったものを動物取扱業の範疇に入れるということでございます。

また動物との触れ合いの機会の提供を含みますので、これによって従来一部の方で問題の声が上がっておりました乗馬クラブ、当然これは競馬ということとは全く違うのですけれども、触れ合いの機会を供するということで、乗馬クラブが入ることになります。

また、生活環境保全上の支障の防止ということですが、現在の動物取扱業の遵守基準は、動物の健康と安全の保持に着目した基準になっておりまして、周辺環境への配慮とかそういったことは要素として入ってございませんでした。今後動物取扱業の遵守基準の中に、この生活環境の保全、鳴き声や匂いなどの問題を防止するための基準というのが含まれてまいります。

次のページの3点目ですけれども、個体識別措置及び特定動物の飼養等規制の全国一律化というのがございます。

まず、特定動物というのが動物愛護管理法上規定されておりまして、これは人の生命・身体に害を及ぼすような動物、例えば熊ですとか虎ですとか、そういったものが規定されているのですが、これらの動物に個体識別措置が義務づけられます。また、それ以外の一般的な動物、人が所有する動物一般に関しまして、所有者を明らかにするための措置、これは現行も努力規定として規定されているのですけれども、その具体的な方法をガイドラインのような形で環境大臣が定めることとなります。

また、(2)といたしまして、先ほど申しました特定動物による危害等防止の徹底を図るために、従来は都道府県が条例により規制してきたものが、全国一律の規制、許可制と

いう形になります。現地点でこの危険動物に関する規制を持っていない県がいくつかありますけれども、こちらの方にも全国一律の許可が導入される形になります。

4点目に、動物を科学上の利用に供する場合の配慮が規定されました。実験動物に関しましては、国際的に3R、できる限り動物の数を減らす、あるいはできる限り苦痛を低減する、あるいはできるかぎり代替法を検討するというような3つのRがございます。できる限り動物に苦痛を与えない方法というのは、現行上も規定がございますので、これはそのまま生かされる形になりまして、あとの2Rを配慮事項として明記したという形になります。

5点目でその他でございますけれども、5点ほど挙げております。

学校飼育動物というのは、最近大きく取り上げられておりますので、動物愛護の普及啓発の場としまして、学校、地域、家庭等ということで、法文上盛り込まれました。

2点目としまして、動物の所有者等の責務規定。従来もあったのですが、明示的に動物由来感染症の予防について注意を払うことが追加されております。

3点目、犬、猫の引き取り業務の委託先。現在、都道府県知事等地方公共団体が犬、猫の所有者からの求めに応じて引き取りを行っているのですが、これを委託する先としまして、従来は公益法人というのが明示されていたのですが、動物の愛護を目的とする団体が委託先になり得るということを明記されております。内容が特に変わったというものではありません。

次は罰則の強化でございますけれども、動物取扱業の登録制への移行や特定動物の飼養許可の全国一律化に伴いまして、必要な罰則が設けられております。

また、愛護動物に関する遺棄、虐待等については、現在罰金30万円以下で規定されているところを50万円以下というふうに強化されております。

最後に、施行後5年を目途としての見直しの検討条項が設けられております。

ちなみに、参考資料として改正条文ですとか、新旧対照表ですとか、要綱、こういったものを冊子の形でおつけしてございますので、後ほど御参照いただければと思います。

また、先ほど席上配付させていただきましたが、動物愛護管理法の改定ということで、普及啓発用のパンフレットをおつくりいたしております。このようなもので、また動物愛護管理法が改正されたということを広く普及していきたいと考えております。以上でございます。

森座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして御質問等をお受けしたいと思います。どうぞお願いします。

佐藤委員 最後のところですが、「施行後5年を目途として、必要に応じて所要の措置」というところで、これまでずっとこの検討の中で家畜の部分だけ抜いていますよね。これは、今後検討の可能性があるのですか。

石井動物愛護管理専門官 この検討なのですけれども、動物愛護管理法の一部改正法自体は、議員立法でございましたので、自由民主党、公明党、民主党各党の方でそれぞれ御議論されて、このような形になったというふうに承知しております。当然事務的な見直しですとかそういったものは、私ども環境省も昨年の2月から動物の愛護管理のあり方検討会としまして執行状況ですとか、そういったものを調査して検討委員の先生方からいろいろ御意見をいただいてきたところなのですけれども、それとこの改正法というのは直接リンクをしているわけではございません。

森座長 今の佐藤委員の御意見は、この法律の対照表ですか、これの44ページを拝見すると、第10条というところの一番冒頭ですけれども、動物というところの定義に括弧づけで、哺乳類、鳥類あるいは爬虫類に属するものに限り、「畜産農業に係るもの及び」云々というのを除くという、ここに定義がございますけれども、それに関連しているということでしょうか。そもそもの条文での動物の定義というものが、そういう定義であるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

石井動物愛護専門官 今御指摘いただきました第10条、これは動物取扱業として都道府県知事で規制される範囲を定義しているものでございまして、動物愛護法そのものについては、理想的にはすべての動物を含むものでございますし、また罰則規定としましては廃棄、虐待が入ってくるのですが、この遺棄、虐待の対象の中には、畜産動物であります牛や豚、そういったものも対象としておりますので、今回今御指摘いただいた点については、動物取扱業という話に限定すれば、今回はそういったことが御議論になったのかどうか、ちょっと私どもの方にはわからないということでございます。

森座長 ありがとうございます。ほかに御意見、どうぞ。

松木委員 法律の決定過程で、ここで今問題になっているOIEのこういう家畜の福祉の国際基準といえますか、それについての関連性といえますか、そういう議論は議員立法の策定途中では出てこなかったのでしょうか。

それと、先ほどのOIEの今後の作業の中には、当然この愛護法の対象動物も国際的な

ガイドラインをつくるというスケジュールになっているのですけれども、そういう国際的な動向をこういう国内の愛護法がどういうふうに関連づけて議論するのかということは大変重要だと思っておりますけれども、その辺の視点というのはどうなのでしょう。

石井動物愛護管理専門官 私どもの方は、基本的にそういった議論をなされているところから、今これがどうなっているのかとか、執行状況はどうかとか、国際的な状況はどうかというふうにお問い合わせをいただいた段階で御協力申し上げる、具体的には資料をお出しするというふうな形で関与をしてきたものでございますので、その議論の方向がどうかという形に関しましては、今回私どもの方は何か申し上げるという立場ではございませんでした。今後どうなるかという話につきましては、やはり動物愛護管理法自体が議員立法で制定された法律であることと、あるいは平成11年の改正も今回の改正もそうなのですが、議員立法でいずれもされているという経緯から考えますと、私どもとしては、何か議員の先生方からこういったことはどうなっているのかというふうなお問い合わせをいただいたときに、必要なものをお持ちするというような形になろうかと考えております。

松木委員 そうしますと、そういう議員の方たちからのOIEについての情報提供という要望はなかったわけですか。

石井動物愛護管理専門官 済みません、今すべての議員の先生がどうだったかというのはちょっと確認をしないとわからないのですけれども。

前間家畜衛生管理官 ちょっとだけ補足させていただきますと、先ほども申し上げましたけれども、各国に正式に案として示されたのが本当にほんの数カ月前。ことしの1月だったと思うのです。その段階では、私は細かいことはわかりませんが、かなり議員の方々の議論が進んでいたもので、タイミング的にもしかすると合わなかったのかもしれませんが。

松木委員 この原案が提示されたのが、この1月ではなくて昨年の総会に出されております。その前の年の、ですから一昨年ですか、その秋にはOIEから各国政府、恐らく農水からの出向者から私が聞いたところによると、農林省の担当のところと環境省の方にいわゆる原々案といいますか、それは伝えてあるということだったのですね。ですから、正式的には去年の総会の際に出されているということと、それからあと若干修正があって1月に出されたということがありますけれども、その前の年にもう出ているわけですね。だから、そういう意味では大体の大きな流れというのはわかっているわけで、今前間さんの言われたような今年の1月というのではなくて、もう1年、2年前からこういうのは

出されているということです。

前問家畜衛生管理官 御指摘いただきました。おっしゃるように、ドラフトということでは過去にも何回か出ていたというのは承知しております。ただ、ことしの総会で一気に採択をするという動きが正式に出たのはことしの1月以降だと思いますし、それまでは終期を示さないで議論をされていたものですから、そういう意味で1月というふうに申し上げました。松木先生のおっしゃることは、もちろんおっしゃるとおりだと思います。

森座長 ほかに、御意見、御質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。

我が国における家畜福祉に配慮した飼育管理のあり方を検討するための留意点

森座長 もしなければ、次に本日のメインの議題である、「我が国における家畜福祉に配慮した飼育管理のあり方を検討するための留意点」という課題に入っていきたいと思えます。これにつきましては、幾つかの資料を事務局の方で準備していただいておりますので、それについて御説明をいただいて、その後、まとめて御説明をいただいた後に、休憩を挟んで質疑、意見交換に入りたいと思えます。説明の方ですけれども、資料5「前回議論のまとめ（案）」をまず農林水産省の方から、それから参考資料の2「EU基準と我が国の現状」についても、農林水産省の方から、それから参考資料3「ストレスが生産性に及ぼす影響についての科学的知見」というものにつきまして佐藤委員の方から。そして最後の資料6「家畜福祉の現状と検討事項に（案）」を農林水産省の方から、順に御説明いただきたいと思えます。それでは、よろしく願います。

花立課長補佐 それでは、まず資料5の方から説明させていただきます。資料5は、前回検討事項といたしまして、私たちの現状認識と当面の検討事項について、こちらで提案させていただきます。検討会の中で委員の皆様方に意見を伺った後に、それを反映させて取りまとめ直したものでございます。

まず1の「現状認識」でございますが、単に家畜の認識、理解が浅いということに対しまして、農業生物としてあるいは国際貿易品目としてという視点を入れたらどうかという意見がございまして、その視点を入れてございます。

2点目は、家畜福祉と生産性の関係につきまして検討が乏しい、動物科学的な知見、または経済効率からの視点についての検討が乏しいということで、まとめた方がいいのではないかという意見がございまして、そういった2点を入れてございます。

3番目ですが、国際的な検討のあり方を、貿易を意識した家畜福祉のあり方の検討が始まっているとした方がいいのではないかとということで、貿易に関する事項としてという点を入れてございます。

次に、2「事項別検討」でございますけれども、1番目の飼養管理におきましては、特に国際的な認識であります「5つの自由」に照らし合わせた検討が今後は必要ではないかとということで、そのことを盛り込んだ形にしてございます。

2番、3番目の「輸送」と「と殺」でございますが、御意見の中で、ほぼ我が国ではOIEガイドラインのそれなりの配慮はされているのではないかとということで、そういうまとめで2番、3番をまとめてございます。

最後ですが、ここは新たに人材育成の面についての意見がございました。家畜福祉の観点から、飼養管理、輸送について助言等ができる人材の育成が必要ではないかとということで、4番目に人材の点を入れてございます。

資料5については、以上のとおりでございます。

次に、参考資料2をごらんいただきたいと思えます。参考資料2でございますが、ここに大まかではございますが、EUの畜種ごとに出されております理事会指令の中から、飼養管理に関しまして主な項目を抜粋いたしまして、その項目ごとに日本の現状を対比させてみたものでございます。その違い等につきまして、右側の欄にコメントを載せております。

まず我が国の現状についてでございますが、欄の注にございますように、現状につきましては細かく実態を調べた中で記載したものではありません。表の注にございますように、現状を代表するものとしたしまして、サイズのものは国の事業等で牛舎の建設などを行う場合に統一して使っている基準、あるいは一般の飼育に関しましては、教科書的なものですか、飼料給の基本としております日本標準といったものがございますので、その中から抜粋したものを載せてございます。その規模や経営行動によって飼いは若干違いはございますが、全国の平均的な飼育方という意味では、このようなところかなということで取り上げてございます。

最初の1枚目の子牛のところですが、飼養面積につきましては、それほど厳しいものにはなっていないなと感じてございます。また、飼養管理状況につきましては、それほど大差がないのではと見ております。ただ、ここは子牛の場面ですが、成牛におきまして実際スタンション等を使ったつなぎ飼育が今でもあるのではと感じておりまして、この辺につ

きましては実態を調査しないとわからないところではないかと思っております。

2枚目に、豚についてまとめてございます。豚の方では、我が国の現状では飼養面積等体重ごとの詳細なデータはございませんが、まあ、大まかにはEU基準並みにあるのではと見てございます。また飼養管理状況につきまして、特に両者に大きな違いはなかろうかと。ただ、細かいデータをまだ我が国の現状では調べ切っていないなというところはございます。

次ですけれども、3枚目が鶏につきまして。この鶏ですが、EU基準の方は採卵鶏について決めてございますので、それに合わせて我が国の現状もっております。採卵鶏の方ですが、一部ケージなしで飼育している場合もありますが、ほとんどがEU基準では2012年以降使用禁止になっております旧来型のケージで飼われているという状況がほとんどでございます。EU基準にございます愛護型のケージシステムというものにつきまして、いまだ日本では普及していないのではないかとというのが現状ではないかと思えます。

大まかな状況は以上のとおりでございます。

森座長 ありがとうございます。それでは佐藤委員の方からお願いしたいと思います。

佐藤委員 生産局の方から質問をいただきまして、今のヨーロッパの基準、これの科学的知見というものがあるのかという、そういう御質問でした。そういうことで、4番目のところにその各論というか御質問の内容に対する科学的知見というようなところを紹介しています。その前に家畜福祉と生産性との関連性について、その基本的なところを1、2と書いた。科学的知見に基づいてこういうガイドラインが出てきたという話が先ほどOIEの紹介の中でもありましたけれども、非常に詳細な検討をずっとやってきているという紹介を3番目で書いたということです。

順を追って御説明しますと、家畜福祉の障害イコールストレスだという発想です。そして、ストレスによって生産性が落ちるという科学的知見があるということです。これを1番目に書いた。家畜福祉に配慮するということは、コンパッションというか家畜がかわいそうという我々の情動からの発想なわけです。そのかわいそう、何がかわいそうなのかということですが、動物が苦しんだり痛がっているという情動への共感にもとずいてそれを抑えてやろうということと、「喜び」情動を促進してやろうという、基本的にこういう発想です。痛いとか苦しいとか、そういう情動というのはなぜ起こるのかということなのですが、それはストレスを排除する動機、排除する行動を起す動機づけとして進化したものだろうということです。従って、痛い、苦しいというそういう動物の情動を排除する

ということは、ストレス状態から解放してやるということがまず必要条件だろうということです。

あわせて「喜び」情動を促進してやるということですが、この点については余り研究は多くはないのですけれども、これは正常行動を適正に発現させる動機として進化してきたものと考えられている。家畜福祉という我々が感じるかわいそうという情動を解消するためには、動物のストレス状態を解消して、そして正常行動を適正に発現させるという発想でガイドライン等は検討されてきているということですね。そういうことで、結果として生産性との関係は、特には検討はしてきていない。うがった見方をすると、EUは畜産物の自給率が100%を超えていたということがあって、それ以上生産性を上げる研究に納税者の同意が得られなかったということもあっただろうかと思います。そういうことで、生産性と福祉との関係というのはほとんど研究されてはいません。でも論理的には、今言いましたように非常に関係する。

2番目に、ストレスと生産性との関係ということで論理的な話を書いてあるわけですが、ストレス状態になりますと、大体は免疫性が低下して胃腸の潰瘍ができて常同行動が発現する。免疫性が落ちますので、健康性とかかわってくるだろうというのは容易に理解できる。ストレス状態ではグルココルチコステロイドですね、このホルモンが出てくることで、たんぱくとか脂肪からグリコーゲンがつくられる、そういう糖新生が行われるということです。たんぱく・脂肪が使われるということです。生産性が落ちていく可能性があるということです。免疫系とか性腺系が抑制されるということで、論理的にはこれに関連した生産性が落ちていく可能性がある。このグルココルチコステロイドがたくさん出るということで、副腎皮質に負荷がかかるわけですが、それが突然死を誘発する原因にもなる。

あとは、このストレスの第2のルートということで、交感神経が活性化されるわけですが、その中でアドレナリンが出てきて、これは肝臓とか筋肉に作用してグリコーゲンが分解されるということで、エネルギーが使われるということです。生産性と論理的にかかわるだろうと。ここで、同じように筋肉とか内臓から血液が少なくなって潰瘍が起こりやすくなるということも知られています。

こんなことで、ストレスは論理的に個体の生産性と関連します。生産性として農場あたりとか、あるいは単位面積あたりということになると、それは違ってきますけれども、個体を考えた場合、当然ストレスをかけない方が生産性は高いということになります。

3番目ですが、基本的には生産性と福祉の話は関連づけられて研究はされてはいないのですけれども、家畜福祉の基準をつくるに当たって、必ず科学的知見の報告書、当然それがないとすれば生産者なり消費者以外の家畜福祉にかかわる人の理解が得られませんので、この報告書を必ず参考にしています。最初はSVC、「獣医科学委員会 (Scientific Veterinary Committee)」、この委員会がつくってきました。97年からBSEなどのいろんな病気問題が出てきて、消費者保護の観点から改組が行われて、「動物の健康と福祉に関する科学委員会」Scientific Committee of Animal Health and Welfareとなった。健康の委員会と福祉の委員会と2つに分かれたということです。2003年から欧州食品安全局の方に移って、Animal Health and Welfare という委員会として組織されているということです。

そういうことで、組織上はこういうふうになっているのですけれども、その中で報告書が、この下の方に家畜の福祉に関するところを並べましたけれども、ほとんど100ページ以上の科学的知見として出ております。子牛の福祉、と殺・殺処分の福祉というSVCのレポート、採卵鶏、養豚、あと鶏のと殺の問題、フォアグラの生産の問題、牛のソマトロピン使用の問題、プロイラーの問題、肉用牛輸送問題という報告書です。これが土台になって今回のOIEガイドラインが作られ、その各項目に最低1つの科学的な論文はバックとしてあります。

OIEのガイドラインを読ませてもらいましたけれども、確かに1つとか2つしかバックとなる科学論文がないという条項もありますけれども、バックのない条項はありません。このほかに、「5つの自由」を提唱したイギリスの農用家畜福祉委員会 (Farm Animal Welfare Council) ですね、ここでもたくさん報告書を出しています。これも科学的知見に関する報告書です。96年、屋外飼育の養豚とか採卵鶏、乳牛、これらはEUの方にも送付されていて、参考にされているということです。

そういうことで、私が紹介する各論もそれぞれそういう報告書から抜粋して書いたのですけれども、科学的根拠はあるという話ですね。御質問の「空腹及び渇きからの自由」というところですが、この発想が出てきた基本的な動機というのはヨーロッパのビールカーフ生産の中で、鉄分欠乏のえさが食わされるということと、粗飼料を食べさせないということ、これへの問題意識です。あと種畜の制限給餌、これへの問題意識です。こういうことで、そのストレス評価というのが研究の中心です。

給餌・給水回数と生産性との関係ということは、これは家畜管理の問題でもありまして、

福祉という前の段階でも畜産の方でも非常に多く研究された部分です。当然アクセスの容易さが摂取量の増加になるということはわかっています。

あと問題点として書かれているのは、リキッド・フィーディングなんかで制限給水という方法があって、この場合は暑熱への配慮が必要ということです。暑いときに水を飲みたがるわけですが、その制限になると問題だというようなこととか、絶食と肉質との関係では、筋肉中グリコーゲン量がストレスで減るという話をしましたが、そういうことから生産性が検討されています。

強制換羽については、自然換羽の促進という代替法の検討が行われている。強制換羽の問題は何といっても2～8%死ぬということで、これを検討しているのですけれども、代替法が確立できてないということで、禁止ということになっているようです。

あとは「不快からの自由」。これは物理環境を整えるということで、これも家畜管理の基本的事項で、畜産の方でもたくさん研究がされております。豚の条項として、40luxの採光要求というのがありますが、これは多分人間が見えないということでこれぐらい採光しろということで、豚からの要求ではありません。あと騒音の問題は、これは恐怖反応を起こすということなのですから、なれるということもあります。研究蓄積はそれほど多くないのですけれども、85dBが採用されているのは、これの研究がバックにあります。子豚はプップと鳴きながら母豚に給乳を促すわけですが、これが聞こえなくなって問題が起こったという報告などです。気温、壁、床、これは畜産の問題ですのでたくさん研究はあります。敷料の問題も同様です。

「苦痛・損傷からの自由」。除角はいろんな方法がありますけれども、そのストレス性が評価されている。去勢も幾つかの方法があって、これが検討されている。ストレス性ということで皆検討されているわけです。入墨とか烙印の問題も、方法のストレス性が比較検討されている。

あと次のページですが、子牛の単飼・群飼、これも群飼すると競争が起こって増体の高いやつと低いやつと出るので、施設設計でもってそれをコントロールできますという、こういう結果です。あと子牛の単飼。子牛は8週齢以降、繋留しちやいかんという話ですが、子牛はこの週齢あたりから遊びが非常に活発になるのですね。その遊びでもって社会関係をつくる能力ができてくるということです。飼育スペースの問題は、たくさん研究があります。これは家畜管理の方での課題ですので当然です。

科学委員会の報告書で現状と代替法の生産性の比較を全部やっております。これは

COUNCIL DIRECTIVE のもとにこの点に関する報告を提出する義務になっているということです。現状の飼育法のストレス性を評価して、あわせて代替法を研究して、その代替法による生産性を現状と比較するというを全部並行してやっております。ということで、これは資料を見ていただければと思います。

あと5番目、「恐怖及び苦悩」。これはあるのかという話、評価されているのかということでしたが、恐怖というのはストレスにかかる前のこれを予知するときに生じる情動と定義されているわけです。危険そうだなと感じるときの情動ですね。大体逃げるか排除するか、あるいはじっと不動化するかと、こういう反応が起こるわけですが、生産性との関連では、先ほど紹介したストレスの最初の反応のところが出ますので、エネルギーが損失しますし、いろんなふうに驚いて走り回ってけがするとか、あるいは卵殻の異常が起こる、卵ついが起こるなどの報告がされています。そういう恐れを引き起こす要因というのは、新しいもの、突然の新規物、あるいは見知らぬ他個体、あと人間です。それでおこされる恐怖と本当のストレスがつながらなければだんだんなれていくわけですが、つながるといつまでも覚えています。1回殴られただけで次に顔を見たときに恐怖反応を起こすという、そんなことも明らかになっています。あと、あわせて遺伝的要因というのも明らかになっており、余り驚かないように選抜もできるという、そんな研究もあります。

森座長 ありがとうございます。

それでは最後に、資料6「家畜福祉の現状と検討事項(案)」につきまして、農林水産省の方から御説明をお願いします。

花立課長補佐 それでは、資料6について簡単に御説明いたします。資料6ですが、次の本格的な検討につながるまとめをしておきたいということで提案するものでございます。

まず1枚目ですが、これまでの現状を国内と海外につきまして、現状の家畜福祉に関する動き等をまとめたものでございます。国内の状況につきましては、さきに環境省から報告があった状況、海外における動きにつきましてはOIEにおけるさきのといったことと、あと前回佐藤委員等よりいただいた民間の動き等をまとめまして簡単に載せてございます。

2枚目ですが、これが報告書としてのまとめを意識した検討事項でございます。

(1)としまして家畜福祉というところからの概念をどういったところに配慮すべきかということも挙げております。なるべくなじみのない方でもすんなり入っていけるように、家畜福祉とはという概念を挙げたものでございます。対象とするということで、既に示されておりますOIEのガイドラインに沿った輸送とと殺、そして広く飼養管理といった

ところを挙げてございます。

(2)ですが、実際に家畜福祉に配慮した家畜の取扱いの検討を本格的に進めていく上で調べておくべき事項、情報として持つておくべきことについて挙げてみました。まず飼養全般につきまして、科学的知見については積極的に検討していくという必要があるということ。我が国の飼養実態というものを家畜福祉の視点から調査しておくことが重要ではなかろうかということで、とりあえずこの2点を挙げてございます。特に飼養実態につきましては、これまで生産性を意識したものからがほとんどでしたので、特に重要と考えております。

イとしまして現状とEU基準との比較で、多分理想であろうEU基準に合わせる上で、我が国で問題となることにつきまして、その問題がどこにあるのかという点と、実際その基準を遵守するためにどういった仕組みをEUではつくっているのかということは今後具体的に検討していく上で、知っておくべきこととして挙げてございます。できればそれが機能しているかどうかということにつきまして、知りたいところではございます。

最後の(3)でございますが、この項目は次のワンステップ上がったところの項目であることとして挙げておきました。具体的には、今後実施していくべきであろう家畜福祉に関する国内法の規定の改定等に対する検討でございます。2つ目は、今後具体的に活動していくことになった場合に考えられる項目につきまして挙げておいたところでございます。この2枚目の資料につきましては、委員の皆さんの御意見をたくさんいただいて、今後検討していければと思っております。以上でございます。

森座長 どうもありがとうございました。

一通り御説明をいただきましたので、質疑、意見交換に移る前にしばらくちょっと休憩をとらせていただきたいと思います。今55分になるところですので、では3時5分から会議を再開したいと思います。よろしく申し上げます。

午後2時55分 休憩

午後3時07分 再開

森座長 それでは時間になりましたので、議事を再開したいと思います。

質疑・意見交換

森座長 この第2回の趣旨は、今後本格的に我が国の家畜福祉に配慮した家畜の取扱い

に関する検討を行うに当たって、収集しておくべき情報、また考慮しておくべき事項について、どのようなものがあるかということを整理しておくことでございます。ここまで基本的な情報をさまざま提供していただいたわけですけれども、これから残された時間の間、順次質疑・意見交換を行っていきたいと思います。

御紹介していただいた順にまず資料5、前回議論の取りまとめの(案)についての質疑から始めたいと思いますので、前回の検討会で資料として提出したものにのこの委員からいただいた意見を追加したものですけれども、農水省の方から御説明のありました「前回議論のまとめ(案)」につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。もしあれば、何でもお受けしたいと思います。いかがでしょうか。特にありませんでしょうか。

もしなければ、参考資料2の方に移らせてもらいますけれども、「EU基準と我が国の現状」について、これに関する御質問、御意見等をお願いいたします。よろしゅうございますか。

私から1つ、質問させてというか確認させていただきたいのですけれども、先ほどありましたように、鶏については2012年以降ケージが全面禁止になるということはもう決まっているわけでしょうか。

花立課長補佐 理事会指令の中にそのことが明記されておりましたので、一応ここに載せておきました。

森座長 その場合、2012年以降にケージ飼いを継続した場合の何か罰則の規定等というのはございますでしょうか。

花立課長補佐 ちょっとそこまで読み込んでなかったのがあれですけれども、多分なかったのではないかなと思いますけれども。特に明記されてなかったといえますか。

森座長 あと豚の方も、何かストール飼いがやはり一定の時期に禁止されるというようなことをどこが見た覚えがあるのですが、これは佐藤先生の御本にも紹介があったような気がしますけれども、佐藤先生、補足していただくことがありますか。

佐藤委員 私は今度「アニマル ウェルフェア」という本を東京大学出版会から出したのですけれども、この中にヨーロッパの法律についても、法的な規制についても書きました。正確には、ここに書いてありますが、妊娠豚のある一定期間のストール飼育が禁止、そして繫留飼育の前面禁止です、および鶏の従来ケージが禁止になるということ、これがOIEで検討する場合も多分出てくるだろうと思います。ほとんどEUの基準がこのOIE

Eの中に取り入れられてきております。そのときに今農水省の方から紹介があってまあ大丈夫なのではないかなという話だったのですけれども、これらの項目は非常に大きい問題だろうと思います。どういう対応ができるのか、対応しなくていいのか。

森座長 宣伝するわけではないですけれども、佐藤先生の本を私もあるところから書評を頼まれて読ませていただきましたけれども、「動物の幸せについての科学と倫理」という副題がついている本で、いろいろな文化的な背景から現状、それから科学的なデータまで網羅されていて、大変私も感心して読ませていただきましたので、ぜひ委員の先生方も御一読いただければと思います。

今の佐藤先生の御意見にありましたところで、私もちょっと気になっているのは、先ほどのOIEのガイドラインに対する各国のコメントというところで、前問専門家の方からガーナとかウガンダのアフリカの方からちょっと心配だという質問が出たときに、とりあえずWTOとかSPSには関係してないから心配しなくていいよという事務局からの回答があったということで、要するに制裁措置はとらないし、罰則の規定も現状ではないということですが、これは少し長期間、時間をかけながら、徐々に浸透していくにしたがって、そういう制裁措置的なものについても検討が進められる含みがあるというふうに考えてよろしいのでしょうか。これは前問さんの方に。

前問家畜衛生専門官 非常に難しい御質問なのですけれども、今のところはWTO、SPS協定は定期的に見直しをされることになっていまして、今実は見直しが終了間際というふうに聞いています。ただその中では、大きな見直しではなくて運用をどうするかということというふうに聞いていますので、今の時点では例えばSPS協定に家畜福祉を含めているような事項を新規に盛り込もうという議論にはなっていないというふうに聞いていますが、将来的にどうなるかというのはちょっと今の時点ではわかりません。

森座長 今のウェルフェアの現状での議論の中で、私が理解しているところでは、これまで例えば獣医学的なケアというのが、いわゆるフィジカルな生理的あるいは身体的な面に特化していたというか、そこに関心が、ある意味では限定されていたものが、サイコロジカルというか、人間で言う心理的なものというものにも目が向けられ始めた。これが恐らく佐藤先生が参考資料3で出されたストレスというものの定義の中に、身体的なものだけでなく不安ですとか恐怖だとか、そういった心理的なもののストレスをどうとらえていくかという問題が大きくなかかっていくのではないだろうか。そうなりますと、当然SPS協定などにも将来的には、そういうメンタルな面でのストレスというものがかなり関

心を集めるというか、注目をされていくような事態が予想されるように思っておりますので、ここの辺は少しちゃんと世界的な趨勢というものをフォローしないといけないのではないかという気がして、私の感想ですけれども、松木先生、どうぞ。

松木委員 先ほど事務局の方の答えが関係しないということなのでしたけれども、我々NGOの国際会議ではWTOとの関係が中心です。特に途上国の人を招いてディスカッションしているのが中心なのです。EUが途上国から家畜・畜産物を輸入する場合、EU家畜福祉基準をクリアしてないものを輸入しているのではないかというおそれが出てきた。その途上国の関係者を招いて教育といいますか、研修会をやっているのです。そのため会議で話されていることは、むしろあなた方は、先進国よりもより家畜福祉を重視したような飼い方に近い、あるいは今後EU基準で禁止されるような、そういう畜舎だとかそういうものを、いわゆる加工型畜産を導入しないような構造になっているから、むしろ有利ですよということです。そのために途上国のNGOや関係者を呼んでワークショップをやっているのです。当然EUは、貿易の中でこの家畜福祉を重視した生産を進めようとしているわけです。

もう一つは、御存じのようにEU委員会自体がWTO農業交渉の中で、いわゆる緑の政策の中に家畜福祉補助金を認めるということをして、「多面的機能」補助と同時に大変強く要求しているわけです。これはまさにWTOの農業交渉の中で確信を持っているわけで、関係しないということはありません。OIEのSPSに直接はね返るところに一番かわりますけれども、EU委員会の戦略としては、今言った2つのことをやっているわけなので、これからの貿易上において、この家畜福祉を重視した畜産物の基準というのが大変重要になっていくだろうと思います。日本のような輸入国というのは、輸出国じゃないですから、売るという立場にないから余り関係しないということはあるかもしれませんが、逆に言えばこの家畜福祉を重視したEU等の輸出国からそういう家畜福祉ブランド商品が日本に入ってくることになります。これは国内の日本の畜産農業者の国際競争力に、新たな強い影響力を持つものではないかと思えます。

森座長 ただいまの御発言についてでも結構ですけれども、何か御意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

もしないようでしたら、次の佐藤先生の方から御紹介いただいた参考資料3「ストレスが生産性に及ぼす影響についての科学的知見」についての質疑応答ということに進ませていただきます。何か御質問、御意見等、あるいは佐藤委員の方からもし御追加等があれば

よろしく申し上げます。

渡邊委員 先ほどの話にちょっと戻るのですが、EUの方の飼養管理の基準と日本の基準の比較ということに関して、豚のストール飼いの禁止、こういう議論の方が出ているというお話をいただいたのですが、これは例えば鶏の方で見ますと、旧来のケージが使えなくなるかわりに、新しい基準によるケージを考えよう、あるいはケージ以外のシステムで飼おう、こういう考え方が資料の中にあるわけですが、例えば豚のストールが禁止された後どういう飼養管理をしていくのだ、こういうことに関してEU等で飼養管理の研究がどういうふうな形で進んでいるのかということ、牛の方でも同様な議論があるということであれば関連して御紹介いただければと思うのですが、

森座長 佐藤先生。

佐藤委員 豚のストール飼いの禁止というのは、妊娠豚が分娩直前まで、これをストールで飼うのを禁止ということで、それは群飼いの方式を提案しているということです。畜産ではなぜ単飼にするかということ、えさの個体管理が目的なわけで、それは各豚にトランプンダーをつけて、群飼用の自動給餌機を備えつけてワラ床で群飼という、代替法の提案で解決されています。子牛の場合は、ビール子牛を意識しての話です。単飼というのはビール子牛を木枠でミルクだけで飼うという方式ですので、同様に個体管理用の自動哺乳機を使った群飼いの方式、これが提案されています。

森座長 豚の場合に、子豚の犬歯を切除するとか、それから去勢の方法ですとか、あるいは断尾とか、その辺についても何かEUの方ではかなり厳しい制約を検討しているというふうな。

佐藤委員 基本的には、そういう体を切るという、そういう操作に対してはやらないという方向です。それらをする畜産上の目的は管理方式を変えることによって解決できるという発想です。環境を多様化すると、尾へのかみつき行動も少なくなるということで、まず飼育環境を整えるということなのですが、どうしても抑えられない場合、それで生産性に非常に大きく影響するという場合は認めている場合が多いですね。去勢は肉に匂いがつく前にと殺するという方向を推奨していますし、断尾はワラ床とかを、そういう何か物を与えることによって抑えられるというデータがありますので、そういう代替法の提案がされています。

森座長 ありがとうございます。

では、資料3の方のストレスが生産性に及ぼす影響というところで、何か御質問、御意

見ございますでしょうか。

佐藤委員 O I Eの基本的考えの中で、家畜福祉というのが健康と非常に密接な関係があるのだということが一番最初に述べていますけれども、それはストレスでもって免疫性が落ちるということに由来していると思います。今衛生管理課の方で家畜伝染病予防法のもとで飼養衛生管理基準というのをつくりましたが、その中に、こういう福祉的視点というものを加えていく可能性というはあるのだろうか、入れていく必要があるのではないかという私の意見なのですけれども、そういう可能性というはあるのですかね。

前問家畜衛生専門官 おっしゃるように、最近家伝法が改正されまして、新たにたしか昨年だったと思うのですけれども、飼養管理基準が定められています。おっしゃるように、今の時点で家畜福祉がそれに配慮されているかということ、そこまでの検討がされているかどうかはちょっと私承知してないのですけれども、おっしゃるように可能性の1つとして適切な時期に多分見直していくことになると思いますので、その中の1つの要素にはなり得ると思います。

大野委員 先生のお書きになっている4番目の一番裏の方の、「正常行動発現の自由」ということで、子牛における8周齢ですか、今私十勝から来ていて、生産現場だとか牛の流通をやらせていただいているのですが、今十勝の現状というのは、まず10カ月齢で流通なのですが、小さい子供は10カ月齢で次の育成農家に移るわけですが、その中で今何が起きているかといいますと、ロボットによる保育ですね。そこには全部コンピューター制御しまして、いろんなその牛に合ったミルクを与えたりして、飲んだ後はもうフリーにしてあげるといったことがありますので、これは佐藤先生に、この辺も非常に牛の発育がよくて、要するに淘汰率、淘汰率という表現は非常に福祉にはなじまないと思うのですが、非常に健康的な感じはするのですが、これもひとつ佐藤先生何かあれば、ここに単飼と群飼と書いてありますので、ちょっと教えていただければ。

佐藤委員 このロボット哺乳技術は、まさにウェルフェアの発想から出てきた技術です。あれはビール子牛を1頭飼いでずっとやっていて、それを群飼する中で開発された技術です。ああいう形で個体管理しながら群飼できる技術というものを探ってきているということなのです。

森座長 よろしいでしょうか。

私の方から1つ佐藤先生にお聞きしたいことがあるのですけれども、O I Eの方針に多大な影響力を持っているヨーロッパのカウンセルなんかの考え方の一番の基盤になってい

るのが、「5つのフリーダム」という前回は御紹介のあったことだと思うのですが、その5つのうちの4つというのは大変我々にもわかりやすい、空腹とか渇きからの自由、不快からの自由、病気ですとかそういったものからの解放というか自由、それから恐怖・苦悩からの自由というのがありますけれども、これはみんな不快な情動を引き起こすものから解放されるという、そういうフリーダムなわけですが、一番難しいのは、今まさに大野委員の方から御質問のあった、「正常行動発現の自由」。ここは佐藤委員の文章ですと、最初のところにいわゆる快情動、不快な情動の抑制と同時に安楽、喜びといった快情動の促進というものが、このフリーダムの原点というか基本的な考え方だと思うのですが、ここが多分一番実は科学的にも検証を重ねなければいけないところだとも思いますし、それから家畜という大きな観点で考えますと、産業動物ではないのですが、例えばいわゆる伴侶動物とかペットなんかでは、しつけとか訓練とかという方法が、かつては罰を用いてしつけていったりという方法から、今ではほとんどは、いわゆる褒めて教えると陽性の強化をしていくという、いわゆる快情動を使って学習をさせていくという方向に大きく転換をしてきて久しいというふうに思っておりますけれども、この辺の快情動を積極的に組み入れていくという、そういった発想がひいては生産性の向上にもつながっていくというような研究の成果、あるいはそういう研究の動向というものについて、もしこれを補うような形で情報がございましたら御紹介いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

佐藤委員 この快情動の促進というのは、やっと研究が始まってきたところで、余り研究の蓄積はないのですね。これまで主に研究されてきたのはほとんど最初の必要条件というか、ストレスをとにかく抑えましょうというところなんです。それで十分なのかという議論の中で、やはりこの快情動促進が重要だろうということで展開されてきています。正常行動を抑えることが生理的なストレス反応を起こすことが確保されています。例えば2001年にミンクでの報告が「ネイチャー」に出されたように、ミンクはよく泳ぐらしいのですが、飼育ミンクというのはケージで飼われているわけで、そのケージの中にプールを組み込み、入れる場合と入れない場合とで比較した結果、そのプールで泳がせないことでストレスホルモンが出るということのようです。そういうことで、正常行動を抑えることはストレスになる。これはかなりいろんな動物でわかってきているということですね。快情動については、ほとんど研究がなくて、人間の場合ですとそういう快情動、笑わせることで免疫性が高まるとか、あるいは快適な匂いをかがせることで免疫性が改善されると

か、そんな研究が出てきて、家畜でも同じような研究が並行して進んできているところではないかと思います。研究蓄積はまだ全然少ないと思います。

森座長 わかりました。この辺の問題についていかがでしょうか。例えば山下委員などは、突然振って申しわけないのですけれども、例えばと場のような環境でストレスというものの管理とか、あるいはストレスを軽減させる、そういった方策というか、そういうものについての御議論などは職場の方であったりするのでしょうか。

山下委員 と畜場というのは、その動物の最終到着場所であると。滞在期間もごく短いので、そんな大したことはできないと言ったら語弊があるのですけれども、ただやはり経済性を確保しなければならないという至上目的がございますので、休息する場所については暑くない、直射日光が当たらないで安楽に寝そべれるぐらいのスペースを確保するというような状況ですね。豚であれば暑さに非常に弱いですから、水が自由に飲めるように、牛も自由に飲めるようになっていますけれども、豚の場合は体表にかなりシャワーを浴びた状態で置くというようなことは配慮しています。

騒音についてというのがE Uの方の議論にあるのですが、やはり余り周りでガヤガヤやっていると動物が落ち着きませんし、扱う方にとって危険ですので、故意に動物をいらつかせるということはありませんし、あり得ないと思っております。

森座長 前回の委員会で御発言いただいたときに、と場は、各都道府県というか、同じ都道府県でもそれぞれの現場においてかなり基準ですとか施設の充実したところ、レベルというか状況が異なるというふうなお話だったというふうに記憶しています。こういったO I Eのいろんな原案みたいなものが出てまいりますと、これにもかなり細かいことが規定されていますけれども、日本の中ではそういった基準の統一化というものについての議論というのはどの程度行われているのでしょうか。

山下委員 と畜場の施設基準というのが、私不勉強かと思うのですが、大した基準が、多分家畜福祉に配慮した基準ではないと思います。環境への汚水の排出基準であるとかといったようなものにとどまっていると思います。中小、大までのと畜場の統一基準というのは、まだまだこれから先の、家畜福祉の考え方を反映された基準というのはこれから先の課題であろうかと思えます。

森座長 ありがとうございます。どうぞ。

佐藤委員 O I Eの基準を見ると、電気むちの使用のところを結構書いているのですね。私はどの程度日本で電気むちが使われているのかわからないのですけれども、このO I E

の基準を見ると電気むちを使う頻度を制限するように施設を改善しろというような書き方です。施設を改善しろというのは、そのバックにはスムーズに動ける施設デザインというのがある、誘導デザインがあるということが前提なのです。それはアメリカのグランディンという研究者がかなり詳しくやっていて、それを意識して書いているのです。もし日本でかなり誘導に労力がかかっていて電気むち等を使用しているということになると、このOIE基準にのっとろうと思ったらそういうグランディンの成果を入れて多分誘導路の改修ということが要求されることになるかと思うのですけれども、その辺はどの程度困難性を伴っているのか。誘導ですね。

山下委員 うちの芝浦と畜場の例なのですが、まず扱う方の安全と人手の件費の問題が先に立っています。ですから、豚の場合ですと、豚ますから扉をあけてと室へ追い込むということなのですが、通路に自動的に機械仕掛で送るような仕組みになっています。最終的な炭酸ガス麻酔機への追い込みの段階になれば、間を詰めるために電気むちを多少使いますけれども、肉質に影響を与えるほどには使わせてないですね。牛の場合も同じく人手の関係と安全性への配慮ということがあります、それと肉質への配慮ということがありますので、生体を自動的に送るコンベアといいますか、鼻環にひもが通っていて、それを引っかけておくコンベアがずっと、と室までついております。途中までというか、牛があっち向いたりこっち向いたりとなかなか前へ進まないというときには、電気むちを使う場合もあるのですが、極力それはなくしていこうということで、機械化の方向へ進んでおると思います。経済力のない地方のと畜場ですとまだまだ人手に頼ってということがあろうかと思っておりますが、やはり施設の充実するということが重要だと思っております。

森座長 ありがとうございます。ほかに、この件について御意見、御質問がなければ、次に進ませていただきます。

これまで2回の検討会を行ったこととなりますけれども、今後さらに本格的な検討会につなげていくためのまとめをしていくということで、資料6が提案されております。特に2ページ目には、今後の家畜福祉に配慮した家畜の取扱いを検討するに当たって、収集をしておくべき事項等について項目が挙げられておりますけれども、これらについての御意見、あるいはこれ以外にこんな視点からの情報収集や検討も必要なのではないかといったような御意見を、ぜひここでちょうだいしたいと思っております。どうぞ御自由に御発言をいただきたいと思っております。

山下委員 全く実務者的なレベルからの発言で恐縮なのですが、家畜という大きな固ま

りで動物を考える場合に、一番ネックになるのは福祉に反する扱いがされていたという場合に、それを畜主さんあるいは管理する者にかわって請け負ってくれる場がないということが、どんな家畜福祉についても、動物愛護についても言えることかなと思うんですね。ここに掲げられているような関係者への啓発、普及ということは非常に重要だと思います。これにプラスして、例えば基金のようなものはできないでしょうか。経済的な仕組みの形成といいますか。例えば、うまく表現できないのですけれども、病気になりそうな家畜のための治療あるいは安楽死処分のための基金であるとか、輸送の適切な取扱いをしてもらうための余りお安くはない、運転手さんの人件費等を値切らないような仕組みであるとか、そういったものを生産者団体、出荷者団体さんでつくってもらうような経済的なインセンティブの形成というのが非常に重要かなと思っております。

森座長 今のような貴重な御意見につきましては、例えば大野委員ですとか渡邊委員の方からぜひ御意見を伺いたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

大野委員 運送の部門なのですが、私はちょっと誤解を招いたところがあるのですが、肥育には水はやりませんので、それだけ訂正させてください。芝浦へ行く場合に、途中で水は補給しません。

運送の部分なのですが、今運送というのは私ども15台くらい家畜車を持っているのですが、私が持っているわけではないのですが、運送会社と契約してやっているのですが、その中で家畜車の運転手さんというのは、こんなことを言うと、これはオフレコなのですが、雲助だとかという非常にレベルが低いというふうな印象が非常にあるわけなのですよ。では家畜車の運転手さんというのはどういうことをやっているかといいますと、まず牛を安全に運ぼうということで、そして牛の疲れを極力なくそうということで、今、家畜車が15台のうち10台まで、エアサスというバスがありますね、家畜車を入れかえるときにエアサスの家畜車で運んでもらっていて、15台のうち10台エアサスを今利用してやっていますと、非常に牛の疲れがないということでもあります。

もう1つ、私もいろいろ今議論された中で、ヨーロッパと日本という、では私たち現場の人間は家畜に対してどういう考えを持っているのだ、精神論の部分。私わからないのが、ヨーロッパの、飼っている人の精神論という話が全然出てこなかったものですから、ちょっと読ませてください。私ども家畜に対しては、非常に愛情と言えれば変ですけれども、うちの組合の碑文、石に書いてある文を私なぐり書きしてきたので読ませてください。

「今日私ども人類は、その衣食にあまねく家畜の恵を受けて、潤いのある生活を営み、

豊かな生活を送っております。当組合は組合員はもとより、畜産に携わるすべての関係者は、生産から流通までのあらゆる分野ではかり知れない家畜の恩恵に浴しながら生業を立て、今後も家畜に支えられて生きていかなければなりません。ここに家畜に対する心からの慰霊と感謝の気持ちを捧げるとともに、世代が変わっても永遠にこの日を心のよりどころとして継承されんことを願うものであります。」

これが十勝、私の場合1,000人の組合員がおるのですが、これを昭和60年に建立いたしましたして、年に1回、7月に地鎮祭をやりまして家畜の霊を慰める。これが福祉とどう関係あるかわかりませんが、生産者の気持ちの中にはこういう生産者は北海道にすごく多いということ、ここで時間を借りてちょっとお話しいたしました。

渡邊委員 大変心に残るお言葉を読んでいただいた直後なのですけれども、基本的に北海道だけではなくて、当然全国どこに行っても養豚をやられている方、牛を飼われている方は、家畜に関する感謝の気持ちというのはいずれも同じだというふうに思います。それはともかく本論の方なのですけれども、いわゆる動物福祉ということを実現していく上に当たって、増高していくコストですよね、このところを先ほど基金という形で負担を回ってはどうかという御意見もあったわけなのですけれども、最終的に仮にそれで生産性に影響が出る。そうなった場合、当然畜産物関係の影響ということも考えていく必要があると思います。そういったものが果たして消費者の方に負担をうまくしていただけるようなものになるのか。そういうところも含めて、市場性ということで理解をいただけるのであれば、新しい商品ということで商品開発につながっていく1つの可能性もあるというふうに感じておりますけれども、そういった観点からも今後御議論の方を深めていただければと考えております。

森座長 ありがとうございます。

松木委員 経済性追求ということと生産者の家畜福祉を重視する飼育姿勢とは必ずしも対立するものではないと思うのですね。福祉というと、生産側からするとまだ、ここにも書いてありますけれども理解されてないというか、ちょっと違和感を感じることもあるのですね。僕も5~6年前ですか、ある酪農組合の100戸ぐらいの調査をしたことがあるのですけれども、それは必ずしも家畜福祉ということではなかったのですけれども、いわゆる安全な牛乳生産とそれから環境を汚染しないような、そういう生産構造についてどう取り組んでいるかという、100ぐらいの項目で調査したことがあります。その調査を通じていわゆるアニマル・ウェルフェアについてどう思うかというようなことで勉強会を何

回かやったわけです。そのときに、家畜福祉というとかかなり最初からわからないという、受け付けられないので、いわゆるヘルスといいますか、健康ということを入れて、家畜の健康を実現することが福祉につながるのだという、そういう話し方というか接近にしていったら、今言われたような、自分たちは自分が飼っている家畜に対しては、やはり健康であってほしいというのをいつでも思っているし、それが福祉という言葉につながるのであれば、それはわかると言われました。ですから、今BSE以来問題になっているのは、人と家畜との間に何かよくわからないような感染といいますか、そういう病気がうつるといふこととか、食の安全に大変脅威を及ぼす事態になっているというところが大きいと思います。牛が病気になって人間にそれがうつる可能性が出てきているのだということの、要するに健康と反対の概念ということでちゃんととらえていく必要があるだろう。そうしないでポッと福祉にきてしまうと、どうもわかりにくいというところがあると思うのです。だから、この検討会は確かにアニマル・ウェルフェアについてなのですけども、やはり従来から努力されてきて、家畜の健康をいかに増進していくかという飼い方の延長上として、新しい、ある意味では今まで余り意識されなかったような分野も入れるというところで進めていく必要があるし、そういうふうにいかにざるを得ないのではないかと思うのですね。

そのときに、どう経済性とつなげていくかという努力が必要なわけです。例えばEUの家畜福祉基準を見ると、とにかく消費者側の、あるいは一般的な市民からの家畜の健康と福祉に対する要求が強いから、生産者がそれに対応してそういう近道をつくるという、そういう動きなのですね。あるいは考え方もそういう論理なのです。それがまだ日本の場合にはうまく定着してないということで、従来加工型畜産といいますか、そういうところで、どうも家畜の正常な行動を抑圧するような飼い方になっているのではないかと、それが病気を併発しているのではないかと。特にストレスということが出てきたのではないかと。それを改善していくのだという、その辺の議論をこれから高めていく必要があるのではないかと。そのときに、何かモデル的に、例えばこの基準を少しでもクリアして、家畜が健康になって病気にならない。そのかわりコストも下がる。下がるだけでなく、いわゆる抗生物質だとかそういう薬剤を利用しないような、健康を維持する飼い方をしていれば、当然従来使っていた獣医治療・薬剤コストは下がるという、実際にEUの研究なんかはそういうところを強調するわけですよ。だから、むしろプラス面を強調する必要があるのではないかと、ということが1つあると思う。

もう1つお話ししたいのは、前回も出ましたけれども、消費者が何を求めているのかということです。消費者自体もこの問題についてはいまだ大変関心が低い状態にありますから、ある程度食品企業も含めて、生産者、食品企業、消費者も含めたチェーンをつくっていく必要があるのではないかと。先ほどトラストみたいに基金をつくってもいいのではないかとということも含めて、前にもお話ししましたけれども、イギリスでもマクドナルドとかテスコ等の食品企業が生産者と一緒になってF A Iという実験牧場をつくっているわけです。前回僕は5月のワークショップに参加した際に、そのF A Iの代表者の方が来ていて、今自分たちがやっている実験研究の成果を世界に公表している。それによって家畜福祉を実現するような畜産物の流通を開発していくのだということを話していました。ぜひ日本も、そういうような従来の畜産の振興とはちょっと違う、その改善といいますか、家畜の健康と福祉を増進するために民間と行政の協働によって、そういうR & D（リサーチ・アンド・デベロップメント）といったようなプロジェクトをぜひつくって、日本の現状についての科学的な知見を高めていく必要があるのではないかと。それが将来、経営事業に転換していくという基礎になるのではないかなと思います。

森座長 ありがとうございます。佐藤委員の本に、御本人を前に言いづらいのですが、御本に書かれてあった中で私が印象的だったのは、牧畜民族と我々のような農耕民族と、それから狩猟採取民族があって、それぞれ全然異なる環境にずっと暮らしきて、文化も異なるわけですし、自然観も違えば動物に対する接し方、見方も異なるのだと。アニマル・ウェルフェアというのは牧畜民族の発想から生まれてきた言葉だし、アニマル・ウェルフェアにしても家畜福祉にしても、私たちには何となくピンとこないというか、そういうことが書かれてあったと思うのですが、佐藤委員の本の中では、動物への配慮、「配慮」という言葉が何度も出てきたように私記憶していますし、今松木委員の方から出ました「健康」という、配慮とか健康、心身の健康というのは我々も使いますけれども、その正常な行動をなるべく発現させるような環境を提供してやるというのは、まさにその心身の健康ということにつながります。ですから余り家畜福祉とかアニマル・ウェルフェアという言葉に縛られないような、日本における日本独自の状況に合った、これは言葉の問題ですけれども、配慮とか健康とか、そういったものも含めて少し広い概念の形成をこれから科学的なデータに基づくような形で展開をしていく必要があるのではないかと。いうふうに、今の御意見を伺いながら私は思いました。

もうそろそろ予定の時間が近づいてまいりましたけれども、全体を通じて御意見等、御

質問でも結構ですけども、何かございますでしょうか。せっかくの機会ですので、もしありました。佐藤委員の方、よろしいですか。言い残したことはないですか。

オブザーバーの先生方でも、何でも結構です。

廣川生産技術室長 ありがとうございます。いろいろこれからまじめに検討していく材料がいただけたのかなというふうに思っています。なかなか言いにくくて話さなかった話を少しすると、EUが1つ貿易上の戦略的に家畜福祉というのを持ち込んできていることは我々も意識してきていて、先ほどの答えではあっけらかんと当面は関係ありませんみたいな答えになっていますけれども、そうではなくて、そうではないのでこの会議を始めしております。

もう一つは、家畜福祉という言葉が持ってしまう、日本人の中にあるマニアックなイメージ、マニアックな人たちのエキセントリックな主張という形では議論はしたくないなというふうに思っていて、先ほど、今座長にうまくまとめていただきましたけれども、健康とかもう少し広い概念を持ち込んで検討していくといいでしょうというのは、大変ありがたいリコメンデーションした。したがって、まとめにはならないのですけれども、この問題については単に国際交渉の材料というのではなくて、まじめに畜産の現場から健康というように視点を置いて、どのように家畜を上手に飼うかという検討をしたいなというふうに思っています。いろんなアイデアがありまして、資金的な支援が要るのではないとか、あるいはEUの、あるいは北米の研究成果をもって知見とするのではなくて、我が国の知見も入れていくべきであるというようなことも大変参考になりました。ただ、依然として農水省の中であってこの議論をしているのは、非常にマイナーな世界です。農水省全体の問題にできるかどうかもなかなか難しいところはあるのですけれども、引き続き検討なりさらに次の事業なりに進めていきたいなと思っています。

森座長 ありがとうございます。山下会長の方、何か主催者側でございますか。

それではそろそろ定刻になりましたので、本日の第2回家畜福祉に配慮した家畜の取扱いに関する検討会はこれで閉会にいたしたいと思います。どうも長時間、ありがとうございました。最後に、事務局の方から一言お願いいたします。

6 . 閉 会

藤田常務理事 それでは、事務局の方から最後にごあいさつさせていただきたいと思い

ますけれども、本日は動物福祉に関しまして、種々の課題あるいは種々の観点から大変熱心に御議論いただきまして、ありがとうございました。それからまた、森委員長には前回に引き続きまして検討会の座長として円滑に議事を進めていただきまして、ありがとうございます。

今お話がございましたように、今後におきまして、今回まで検討会で御意見等賜りましたことにつきまして、またある意味では本格的な検討の場につながられるようにと願っておりますので、よろしく願いしたいと思います。本日はどうも、大変長い間ありがとうございました。

午後4時03分 閉会